

宮城県ものづくり企業奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ものづくり企業の人材確保及び若者の県内定着等を図るため、従業員への奨学金返還支援を実施する県内ものづくり企業に対し、予算の範囲内において、宮城県ものづくり企業奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり企業 ものづくり産業振興に関する県民条例（平成19年宮城県条例第47号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第一種及び第二種奨学金並びに宮城県高等学校等育英奨学資金をいう。
- (3) 従業員への奨学金返還支援 ものづくり企業が就業規則、賃金規程その他の内部規程（以下「内部規程」という。）に基づき、機構の第一種及び第二種奨学金の返還額について代理返還により機構に直接送金するもの又は宮城県高等学校等育英奨学資金の返還のために賃金に上乗せして奨学金返還支援金を支給するものをいう。ただし、奨学金返還支援の対象となった従業員が退職した場合に当該従業員に対して全部又は一部の返還の義務を負わせるもの及び奨学金返還支援の実施に伴い本給その他の手当等の減額が行われるものを除く。
- (4) 奨学金返還支援金 内部規程に基づき支給方法等が明確に定められており、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、ものづくり企業が従業員の奨学金返還支援を目的として支払った金銭（労働の対価として支払われる金銭及び共済等が支給する手当を除く。）をいう。
- (5) 高校・大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（高等課程又は専門課程）をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 第6条に規定する補助対象候補者として認定を受けた者が、第7条に規定する支援対象従業員に対し、代理返還により機構に直接送金し、又は宮

城県高等学校等育英奨学資金の返還のために奨学金返還支援金として支給した金額とする。ただし、補助対象とするのは第13条に規定する交付申請を行った月の前月末までの直近12か月間における金額とする。なお、県外に本社がある補助対象候補者に採用された支援対象従業員について、交付申請を行った月の前月末までの直近12か月において県外の事業所等での就業期間があるときは、当該期間に係る機構への送金額又は奨学金返還支援金の支給額については、補助対象経費から控除するものとする。

- (2) 補助金の額 補助対象候補者の機構への送金額又は奨学金返還支援金の支給額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、支援対象従業員1人あたりの上限額は別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助対象候補者が支援対象従業員を採用した日の属する月を1か月目とし、72か月目までとする。ただし、支援対象従業員が新規学卒者等であり、採用後において奨学金の返還を猶予される期間がある場合は、返還猶予期間経過後の初回返還日の属する月を1か月目とする。

(補助対象候補者の認定の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、ものづくり企業奨学金返還支援事業補助金補助対象候補者認定申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 奨学金返還支援内容等(別紙1)
- (2) 企業紹介文(別紙2)
- (3) ものづくり企業奨学金返還支援事業補助金補助対象候補者認定申請に関する確認書(別紙3)
- (4) 事業内容がわかる資料(パンフレット等)
- (5) PR写真

(補助対象候補者要件)

第6条 補助対象候補者と認定される者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に本社を有するものづくり企業又は県内に本社を有しないが県内に支社、工場、事業所等を有し、県内に勤務地を限定した採用を行っているものづくり企業であること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業

者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。

- (3) 次条に規定する支援対象従業員になり得る者の採用を予定していること。
- (4) 奨学金返還支援の内容等について内部規程で明確に定めている又は支援対象従業員の採用時まで明確に定める予定であること。
- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 前条に規定する認定申請日の前日から過去3年間に、労働関係法令その他法令に係る重大な違反がないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
- (8) 宮城県税の滞納がないこと。
- (9) 過去に本補助金を含む各種助成金等を不正受給したことがないこと。

(支援対象従業員要件)

第7条 支援対象従業員は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象候補者が第8条の規定による認定を受けた後に、補助対象候補者に採用された者であること。また、採用された日において、高校・大学等を卒業又は修了(中途退学等も含む)した日から4年を経過しない者であること。
- (2) 正社員(雇用期間の定めがない者)として採用された者であること。
- (3) 採用された段階において、県内に所在する本社、支社、工場、事業所等に、6年以上の継続した勤務が見込まれること。
- (4) 補助対象候補者が個人事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。)である場合には、当該個人事業主の代表者と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。
- (5) 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- (6) その他支援対象従業員とすることが適当でないと知事が認めた者でないこと。

(補助対象候補者の認定)

第8条 知事は、第5条に規定する認定申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、補助対象候補者として認定し、当該申請者に通知する。

(補助対象候補者の状況報告)

第9条 補助対象候補者は、支援対象従業員を採用した場合には、採用した日の属する月の翌月末までに、ものづくり企業奨学金返還支援事業補助金支援対象従業員採用報告書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 支援対象従業員の雇用契約書又は雇入通知書(労働条件通知書)の写し
- (2) 支援対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

- (3) 従業員名簿、組織図等の支援対象従業員の勤務地がわかる書類
 - (4) 支援対象従業員の奨学金貸与総額がわかる書類の写し
 - (5) 支援対象従業員の卒業証明書等の写し
 - (6) 奨学金返還支援の内容等について定めた内部規程の写し
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象候補者は、支援対象従業員の就業状況について、知事が別に定める期日までにものづくり企業奨学金返還支援事業補助金支援対象従業員就業状況報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。
- (1) 従業員名簿、組織図等の支援対象従業員の勤務地がわかる書類
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助対象候補者は、前2項により報告のあった支援対象従業員の就業状況に変更が生じた場合には、ものづくり企業奨学金返還支援事業補助金支援対象従業員変更報告書（様式第4号）により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
- (1) 支援対象従業員の県内で完結する転勤又は異動
 - (2) 従業員への奨学金返還支援に影響の及ばない範囲での内部規程の変更
 - (3) その他知事が軽微と認める変更

（補助対象候補者に対する指示及び検査）

第10条 知事は、補助対象候補者に対し、必要な指示をし、又は帳簿、書類その他の物件の検査を行うことができる。

（認定の取消し等）

第11条 知事は、補助対象候補者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の規定による補助対象候補者の認定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象候補者から認定の取消しについて申請があったとき。
- (2) 第6条に規定する補助対象候補者要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第9条第1項及び第2項に規定する報告が期日までになかったとき。
- (4) 前条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

2 補助対象候補者は、第5条の規定による申請内容に変更が生じたとき又は認定の取り消しを求めるときは、ものづくり企業奨学金返還支援事業補助金補助対象候補者変更申請書（様式第5号）又はものづくり企業奨学金返還支援事業補助金補助対象候補者認定取消申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 従業員数、売上高等といった情報の変更

- (2) その他知事が軽微と認める変更

(補助金の交付の要件)

第12条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 第8条の規定による補助対象候補者の認定を受けており、次のイからチまでの要件を全て満たしていること。
- イ 県内に本社を有するものづくり企業又は県内に本社を有しないが県内に支社、工場、事業所等を有するものづくり企業であること。
 - ロ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。
 - ハ 奨学金返還支援の内容等について内部規程で明確に定めていること。
 - ニ 雇用保険の適用事業主であること。
 - ホ 次条に規定する交付申請日の前日から過去3年間に、労働関係法令その他法令に係る重大な違反がないこと。
 - ヘ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
 - ト 宮城県税の滞納がないこと。
 - チ 過去に本補助金を含む各種助成金等を不正受給したことがないこと。
- (2) 第7条に規定する支援対象従業員を雇用し、奨学金返還支援を行ったこと。
- (3) 第9条第1項及び第2項に規定する報告を適切に行っていること。

(補助金の交付の申請)

第13条 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、ものづくり企業奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第7号)によるものとし、第4条に規定する補助対象期間のうち、12か月が経過するごとに、その期間における補助対象経費について申請を行い、12か月目の翌月末までに、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 機構への代理返還実績等が分かる書類又は貸金台帳等の支援対象従業員に支給した奨学金返還支援金の実績等が分かる書類の写し
- (2) 県税納税証明書(3か月以内に発行されたもの)等の宮城県税に滞納がないことを証明する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第14条 知事は、前条に規定する交付申請が適当であると認めるときは、補助金の交付決定の内容及び交付すべき補助金等の額を当該申請者に通知する。

(実績報告)

第15条 第13条に規定する補助金等交付申請書は、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

2 前条に規定する補助金の交付決定の通知は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付の方法)

第16条 補助金は、規則第13条に規定する補助金等の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(帳簿及び書類の備付け)

第18条 補助対象候補者は、補助金に関する書類等について、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	区分		上限額 (72か月合計)	上限額 (12か月あたり)	補助率
	卒業又は修了学校 (中途退学等を含む)				
大卒等 ※①～③のいずれかを選択すること。	大学、大学院、短期	①	1,350千円	225千円	1/2
	大学、高等専門学校、 専修学校（高等課程	②	900千円	150千円	
	又は専門課程）	③	450千円	75千円	
高校卒	高等学校（中等教育学校 後期課程及び特別支援学 校高等部を含む）		270千円	45千円	

※支援対象従業員の奨学金貸与総額の1/4が上記の上限額（72か月合計）より低い場合は、奨学金貸与総額の1/4を上限額（72か月合計）とする。

※奨学金の返還について、全額又は一部免除された場合は、奨学金貸与総額から当該免除額を控除した上で、上限額を決定するものとする。